



公開 しています

西恋ヶ窪緑地(エックス山)の林の若返り・維持管理の活動に参加しませんか

市とエックス山等市民協議会との協働事業です。

■作業日 6月10日・17日・24日(金)午前9時30分～11時30分
場内市民室内プール西側「むかし」の井戸(集合)
↓緑と建築課(内353)

6月の環境ひろば
「姿見の池の現状と復活の歴史」

日 6月19日(日)午前10時～正午
場内市役所書庫棟会議室
↓まちづくり計画課 ☎ 042・314・9005

●まちづくり市民会議
日 6月8日(水)午後2時～
場内ひかりプラザ

●緑化推進協議会
日 6月23日(木)午後1時30分～3時30分
場内市役所第1庁舎3階第一・二委員会室
↓まちづくり推進課(内456)

●障害者施策推進協議会
日 6月23日(木)午後6時～
場内市役所第1庁舎3階第一・二委員会室
↓緑と建築課(内354)

●縦覧期間 6月9日(木)～23日(木)
縦覧場所 まちづくり推進課(市役所第2庁舎)・都都市整備局

●縦覧期間 6月9日(木)～23日(木)
縦覧場所 まちづくり推進課(市役所第2庁舎)・都都市整備局

●障害者地域自立支援協議会
日 6月24日(金)午後2時～4時
場内市役所第1庁舎3階第一・二委員会室
各専門部会の活動に関してほか

注 手話通訳・要約筆記の希望者は6月14日(火)までに FAX 042・324・6831で障害福祉課へ
↓障害福祉課(内523)

暮らし

住宅市街地の開発整備の方針の案の縦覧

都が定める「住宅市街地の開発整備の方針」の案の縦覧を行います。

注 手話通訳・要約筆記の希望者は6月13日(月)までに FAX 042・324・6831で障害福祉課へ
↓障害福祉課(内521)

市民税・都民税(住民税)の申告はお済みですか

納税通知書等が届いた方で、市民税・都民税(住民税)の申告がお済みでない方は、所得控除の申告をすると税額が下がる場合があります。なお、税務署へ確定申告書を提出済みの場合は、市民税・都民税の申告は不要です。すでに申告がお済みの方でも、所得控除の追加などがある場合は、申告をすることで最長過去5年間さかのぼって税額が下がる場合があります。

所得控除の種類

雑損/医療費/社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)/生命保険料/地震保険料/寡婦・ひとり親/勤労学生/障害者/配偶者/配偶者特別/扶養

問 所得税減額手続き = 立川税務署 ☎ (042) 523-1181
各種控除の適用条件など = 課税課
→課税課(内569)

凡例 日 日時 場所 会場 対象 内容 講師 定員 費用 申込み方法 物持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ 検索 ページ番号 検索 FAX ファクス メール 託託児あり 主催 共催 注意事項



令和4年度 市民税・都民税納税通知書、公的年金特別徴収税額決定通知書を発送

令和4年度市民税・都民税が課税になる方へ、市民税・都民税の普通徴収(個人払い)の納税通知書を6月9日(木)に発送します。これに伴い、市民税・都民税の課税(非課税)証明書を同日から発行します。

また、市民税・都民税が公的年金から特別徴収(天引き)される方で、普通徴収で納める税額がない方には、公的年金特別徴収税額決定通知書を発送します。この通知書は年金から特別徴収をする金額を示したもので、窓口などで納付する必要はありません。

なお、市民税・都民税がすべて給与からの特別徴収となる方は、勤務先へ税額決定通知書を郵送した5月13日から、市民税・都民税の課税(非課税)証明書を発行しています。

注 所得税の確定申告書を3月16日以降に提出された方は、市民税・都民税の課税計算に間に合わず、確定申告書の内容が通知に反映されていない場合があります。その場合、あらためて課税計算を行い、後日税額変更の通知を郵送します

→課税課(内569)



都市計画課・都都市整備局HP
https://www.toshiseiji.metro.tokyo.lg.jp/

意見書の提出

区内に在住または計画案に利害関係のある方

提出方法 6月9日(木)～23日(木)に、計画案の名称・意見(書式自由)・住所・氏名・電話番号を明記し、郵送(消印有効)で〒163-8001東京都都市整備局都市計画課へ

縦覧・意見書の提出 都都市整備局都市計画課 ☎ 03・5338・83225 / 住宅市街地の開発整備の方針 都住宅政策本部企画経理課 ☎ 03・5320・4938
↓まちづくり推進課(内453)

後期高齢者医療制度

ジェネリック医薬品 差額通知等を郵送

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えられた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかが分かるジェネリック医薬品差額通知等を、6月下旬と12月中旬に郵送します。医師・薬剤師と相談のうえ、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

令和3年6月に差額通知等をお送りした方がジェネリック医薬品に切り替えたことで、1人当たり1か月2千623円の医療費の軽減効果がありました。

75歳以上で生活習慣病などの医薬品が処方されていて、薬代が一定額以上軽減されると見込

まれる方

問 ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク ☎ 0120・601・494

問い合わせ期間 発送日の翌日(6月下旬)～7月29日(金)・発送日の翌日(12月中旬)～令和5年1月31日(火) ※いずれも午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日、12月29日(木)・令和5年1月3日(火)を除く)

↓保険年金課(内319)



たけがなどの治療費は、原則として加害者が過失割合に応じて負担すべきですが、届け出ることで保険診療を受けられます。

事故(自損事故含む)に遭って診療を受ける場合は、速やかに保険年金課へ連絡してください。連絡後、届け出に必要な書類(被害届など)を郵送しますので、記入のうえ事故日から30日以内に提出してください。

注 交通事故の場合、警察の事故証明書が必要になります。医療機関には事故(自損事故含む)による受診であることを申し出てください

↓保険年金課(内319)

